

就学前障がい児の発達支援の無償化の対象となるサービスについて

無償化の対象となる就学前の障がい児の発達支援の範囲については以下のとおりです。

サービス内容	
児童発達支援 <small>(児童福祉法第6条の2の2)</small>	未就学児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援 <small>(児童福祉法第6条の2の2)</small>	児童発達支援に加え、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援 <small>(児童福祉法第6条の2の2)</small>	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
保育所等訪問支援 <small>(児童福祉法第6条の2の2)</small>	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
福祉型障害児入所施設 <small>(児童福祉法第42条)</small>	施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
医療型障害児入所施設 <small>(児童福祉法第42条)</small>	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

- ※1. 児童福祉法第21条の5の4における特例障害児通所給付費に係る利用者負担についても対象とし、通所特定費用(児童福祉法第21条の5の3)、入所特定費用(児童福祉法第24条の2)及び医療にかかる利用者負担は含みません。また、放課後等デイサービスについては、就学後の児童を対象としたものであるため無償化の対象とはなりません。
- ※2. 医療型障害児入所施設には、指定発達支援医療機関を含みます。